

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）会議録（第3日）

平成25年3月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）
- 10 議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止について
- 11 議案第11号 町道路線の認定について
- 12 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 17 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について
- 19 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 21 議案第21号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 23 議案第23号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 24 議案第24号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
- 25 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
- 26 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 28 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 29 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 30 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 31 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算
（総 括 質 疑）

本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）
- 10 議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止について
- 11 議案第11号 町道路線の認定について
- 12 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 17 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について
- 19 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 21 議案第21号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 23 議案第23号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 24 議案第24号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
- 25 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
- 26 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 28 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 29 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 30 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 31 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算
（総括質疑）

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫

9 番 井 川 芳 昭
11 番 服 部 千 秋
13 番 中 井 政 喜
15 番 清 原 良 典

10 番 中 島 貞 次
12 番 井 村 淳 子
14 番 橋 本 恭 子
16 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 首 藤 智 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 山 本 修 三
教 育 次 長 神 南 隆 司
企画政策課長 堂 本 正 広
税 務 課 長 三 輪 元 昭
生活環境課長 宗 野 祐 幸

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経済建設部長 井 手 俊 郎
財 政 課 長 堀 恭 一
総 務 課 長 栄 藤 雅 雄
町 民 課 長 森 川 勝
街づくり課長 八 幡 充 治

(開議 午前 9 時 59 分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成25年第1回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

日程に先立ち、御報告いたします。

説明のため本日の会議に出席を求めました者のうち、水田茂上下水道事業所長には葬儀のため本日の会議に出席できない旨届け出がありましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第1号

平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 皆さんおはようございます。

余り皆さん質疑がないようですが、私が代表になると思いますが、いろいろさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

28ページの節25積立金で、財調の基金積立金追加が1億5,600万円ほどありますが、またこれについても内容説明等あったと思いますが、さらに詳細な説明をお願いいたします。

30ページの節13委託料の新庁舎の建設費のところの3つほど項目がありますが、地域交流センター基本・実施設計業務委託料追加52万3,000円と、その上の基本設計の業務委託料減額の3,900万円、再度の詳細説明をお願いいたします。

それと、32ページ、節18備品購入費で、選

挙機器購入費減額の150万円、多分選挙の開票の何か機械を買うか何かでお話があって購入されたと思うんですが、この150万円の差もどういうふうに発生して、どこで購入されたのかという説明をお願いいたします。

それと、その下の節20扶助費の百歳以上祝金の50万円減額、内容説明また対象人数等わかれば教えてください。

それと、次の34ページの節20扶助費の介護給付費追加、1,300万円ですか、結構な額いってますので、再度の内容説明をお願いいたします。

それと、36ページの負担金・補助及び交付金、節19の多子世帯保育所保育料軽減事業補助金追加12万5,000円程度ですが、詳細な説明を再度お願いいたします。

それと、その下の節20扶助費、母子家庭等医療扶助費追加97万円ですが、何人分の想定をされているのかと、現在の利用状況と、この扶助費についてはどんな傾向になっていつてるのかという回答をお願いいたします。

それと、次の38ページの節19揖龍休日夜間急病センターの分担金についてもこの25万8,000円、どういった内容であるのかの詳細説明をお願いいたします。

それと、その下の委託料についても減額190万円ほど、妊婦健診の委託料の減額についても、内容の再度の説明と、どういったことがクレームじゃないですが今回のことで何か苦情等の内容があれば、同時に説明もお願いいたします。

それと、委託料の節13上太田瓦礫処分場の減額380万円、どういった内容のもので減額をされたのかという詳細説明。

40ページの節19負担金・補助及び交付金のところ。これは一般質問でも私、鳥獣被害の対策防止協議会補助金の減額を、私もこれを一般質問のときにうっかり言うのを忘れてたと思うんです。これについても、減額72万8,000円と結構な額の減額をされて、部長の答弁でもいろいろとやられてるという形の中で、今回でも太田地区のほうでは猿被害が、

猿が結構出没してるというような話の内容が耳に入ってきております。鹿等も含めてですけども。こういった対策補助金の協議会の中でなぜこんな額が残されて使われてなかったのかという、その内容のものも説明をお願いいたします。

それと、節13委託料の、この720万円について、これは細のところの震災対策の絡みの事業だと思っておりますが、農業の水利の補助金の事業だと思っておりますが、ため池耐震診断業務委託料についての再度の詳細説明と委託先というのはどんなところになるのかということと、その下の同じくため池一斉点検業務委託料についても、こういったことも15カ所というような説明もございましたが、再度の詳細説明と委託先がわかれば教えていただきたいと思っております。

それと、その下の節13委託料の道路橋りょう費の、道路ストック総点検業務委託料とその下の工事請負費の1,500万円、これは沖代線のところの工事の絡みだというふうに認識しておりますが、繰越明許費の補正ということで、再度の内容説明と業務委託の委託先がわかれば、この2点について説明をお願いいたします。

それと、次の42ページの節13委託料についての景観アドバイザー業務委託料減額の約50万円ほど。これについては、新庁舎のことでの一般質問と、またそういったことの景観形成とか、そういったことで一般質問をされて、また私も含めてされておられる議員もいらっしゃいました。これについてもどんなことをアドバイザーに業務委託を、業務提携先としているのかと。また、この減額についても、回数にもよるんでしょうが、景観アドバイザーとして主にどういったことを基準にしてやられているのかということも含めて減額理由も教えてください。

それと、その下の繰出金の前処理事業特別会計繰出金、140万円ほど繰り出しているという形でありますけども、前処理事業に関しても、それぞれいろいろな意見がございます

が、再度の詳細説明もお願いいたします。

その下の委託料の総合公園測量及び実施設計業務委託料追加、1,100万円ほど出てまして、25年度の前倒しという詳細説明がありました。委託先についての、どこに委託されているのかについてと、それと再度の詳細説明もお願いいたします。

その下の工事請負費についても、同様に再度の詳細説明。

また、節17の公有財産購入費のところの用地購入費追加430万円についても、同じく再度の説明をお願いします。

それと、その下の節13になります都市再生整備事業費の委託料についての測量設計業務委託料減額、これも結構な額のものなんで、再度の内容説明とその下の物件調査補償費積算業務委託料についても、上も含めてですが委託先等わかれば、その内容説明もお願いいたします。

それと、次の44ページの公有財産の道路用地購入費の1,900万円についても、詳細説明でも少し鶺鴒の旧国道という話もございましたが、再度の詳細説明等お願いいたします。

その下も含めて、節22物件補償費についても、ちょっと聞き漏れてたところがあると思うんで、再度の詳細説明をお願いいたします。

その下の教育費の節1報酬のところの産業医報酬追加12万円についても内容の再度説明をお願いいたします。

その下の節19負担金・補助及び交付金の小・中学校の対外文化の派遣の補助金追加43万円、再度の内容説明をお願いいたします。

その下の小学校費の委託料の斑鳩小学校の公図整理の業務委託料300万円あるんですが、再度の説明をお願いいたします。

次の46ページの節7賃金、スクールアシスタント賃金追加についても、再度の説明をお願いいたします。

それから、その下の中学校費の学校管理費、工事請負費の東中学校校舎増築工事費減

額の2,000万円についても、再度の詳細説明をお願いいたします。

幼稚園費の節19多子世帯幼稚園保育料軽減事業補助金追加の27万円、内容の説明をお願いしています。

それと、次の48ページの節13委託料の図書データ作成委託料減額のこれも結構な額で914万円、こんだけ余ったというのも結構な額なんで、内容の説明と委託先を教えてくださいと思います。

それと、下の工事費請負費の節15原地区水路復旧工事費減額の15万円ほどですが、再度の説明をお願いいたしたいと思います。

そんなところです。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 28ページの基金費の財政調整基金積立金についてお答え申し上げます。

これにつきましては、今回の補正予算24年度事業の精査とあと国の補正予算に伴う補正等絡みまして、歳入の予算総額が歳出の予算総額を上回った分を、一般単独事業の起債の減額を含めまして調整した結果、利子も含めまして1億5,645万1,000円が余りましたので、その分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

これにつきましては、今後控える大型事業に対して積み立てしているというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 30ページの節、新庁舎の関係の委託料でございますが、順を追って説明いたします。

といいますのは、24年度当初があつて、今次補正があつて、まだ今度25年の当初があるんですけども、ちょっと口滑らすようになりますけども、25年度も合わせたほうが流れとしてはいいんじゃないかというふうに思いますので、そういうふうに説明をさせていただきます。

まず、新庁舎建設基本・実施設計業務委託

ですけれども、24年度当初は基本・実施設計業務委託ということで6,845万円上げておりました。ところが、御承知のように、基本設計は完了いたしましたが、実施設計を平成25年度で実施することになりましたので、減額の3,939万3,000円ということで、減額後のこの新庁舎の建設基本・実施設計業務委託につきましては、減額後は当初予算が6,845万円に対し2,905万7,000円となります。そして、これが次の年、新年度に当たっては、実施設計分の分を予算計上するという流れになります。

それから、地域交流センター基本・実施設計業務委託の関係でございますが、これは24年度当初、1,140万円予算計上いたしておりました。それが増額の52万3,000円でございますが、今次本町の補正第4号で、実は減額予定でありました。ところが、国の緊急経済対策として、都市再生整備事業補助金が830万円ついたため、減額しないということにいたしました。そして、ただ基本設計部分につきましては、新庁舎基本設計に含めて実施したので、5ページを見てもらいますと、繰越明許の補正の中で、総務費、総務管理費、地域交流センター実施設計事業830万円繰り越すというものでございます。

もう一度申し上げます。地域交流センター基本・実施設計業務委託につきましては、24年度当初1,140万円ございました。そして、増額の52万3,000円、補正後は1,192万3,000円となります。理由としては、今次補正第4号で減額予定でありましたが、国の緊急経済対策として、都市再生整備事業補助金が830万円つきましたので、減額しないということになっております。

ただし、繰返し申し上げますが、基本設計部分については新庁舎基本設計に含めて実施しましたので、実施設計分に当たる830万円を、5ページの繰越明許に上げております830万円を繰り越すという流れになっております。

そして、今度1つ先の新年度では、繰越事

業830万円ありました。ということは、補正後の1,192万3,000円から繰越事業の分830万円を引き算しますと362万3,000円。これが理屈の上では、362万3,000円が24年度で実施した地域交流センターの基本設計部分となるものでございます。

それから、ついでに申し上げておきますが、30ページの節13委託料、一番下のこれも新庁舎絡みですので、合わせて御説明をいたしておきます。

交流広場基本・実施設計業務委託料減額70万円につきましては、24年度当初70万円計上いたしておりましたが、70万円、全て減額するわけですが、実質的には新庁舎建設基本設計で実施したため不要となりましたので、減額したという内容でございます。

それから続きまして、私のほうからは32ページの選挙費の関係の備品購入費の減額150万円でございますが、これは当初国民審査投票用紙読み取り分類機を150万円で購入予定でございましたが、現在保有しております分類機を点検しましたら、何とかかんとか使える状況でありましたので、買わないで丸々150万円減額したという意味でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 私のほうからは、32ページ、百歳以上祝金減額50万円です。1名の方10万円の祝い金でございます。当初予算では9名予定しておりましたけれども、死亡の方が4名、辞退が1名ということで50万円減額です。

次に、34ページ、介護給付費追加でございます。当初居宅介護事業とか重度訪問介護事業、生活介護事業、それぞれ同行援護事業とか、いろいろ事業を推進してまいっておりますけれども、現計予算が今3億8,567万円ということで、決算見込みとしまして、今後も必要であろうということで3億9,889万円を予定しております。その差を補正させていただくということでございます。

次に、36ページ、多子世帯保育所保育料軽減事業補助金追加でございます。

県の要綱に基づきまして、本町においても前年度に比べて本年度の助成要件を緩和して行っておりますけれども、対象児童1人当たりの助成額が当初見込みより増加してることにしまして、当初151万2,000円の現計予算でございますけれども、これが決算見込みとしまして163万6,400円ということで予定しております、その差12万5,000円を補正追加でございます。

次に、母子家庭等医療費扶助費でございます。受診件数が当初で6,700件ほど予定しておりましたんですけれども、11月までの実績で5,236件と、1カ月平均19件の増となっております。その分で決算見込みとしまして97万1,000円増額いたしております。

次に、38ページの揖龍休日夜間急病センター運営費分担金追加でございます。運営分担金の積算が年度基準額に対しまして、揖龍の人口の、太子町の人口の率という形になっておりますので、平成24年度基準額が当初見込みでは815万1,000円予定しておりましたんですけれども、870万7,000円の増額になっております。人口比率としましても28.5%から29.3%へ上がったため、追加補正となっております。

次に、38ページの妊婦健康診査委託料でございます。当初見込み400名予定しておりましたんですけれども、決算見込みとしましては370ぐらいということで、現計予算が2,540万円のところ、決算見込み額としまして2,349万5,000円ということで見込んでおります。その差減額させていただいております。

次に、上太田瓦礫処分場でございますが、当初予算時設計書等では、これについては若干ちょっと見積もり誤りがありまして、トンから立方メートルの変換計算が若干誤っております、予算数量では3,085トン予定しておりましたんですけれども、設計数量では1,200トンということで、その差、当然入札等の残額もありましたんですけれども、385万

9,000円の減額ということでお願いしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 私のほうから、40ページ上から2つ目、負担金・補助及び交付金の鳥獣被害防止対策協議会補助金の減額でございます。鹿防止対策のための防護柵を設置する事業でございます、一般質問でもお答えしたとおり、上太田で実施しておりました。

この事業につきましては、まず県の補助金の単価が若干下がっております。それと、施行を予定しておりました延長が若干確定により短くなったということで、減額のほうをさせていただきますいております。

次に、節13委託料のため池耐震診断業務委託料600万円、そしてその下のため池一斉点検業務委託料。東日本大震災でため池の決壊等による甚大な被害が出たということで、国の24年度補正予算によりまして、震災対策農業水利の施設整備事業というのがございます。この事業を活用いたしまして、一定規模以上のため池の一斉点検を15カ所によって行います。これが、ため池一斉点検の業務委託料でございます。

そして、ため池耐震診断業務委託料、これは1カ所ございますが、これについては広坂の向池を実施する予定でございます。財源といたしましては、これは100%国の補助でやるものでございます。

そして、40ページ一番下でございます。

（井川芳昭議員「委託先については」  
の声あり）

委託先ですか。これは多分ため池のボーリング等の調査も入ろうと思いますので、地質の専門の業者のコンサルのほうに委託するという予定でございます。

40ページの下でございます。道路橋りょう費の道路ストック総点検業務委託料。これは、道路の路面のひび割れまたわだち掘れ、平たん性という、こういうふうな状況を調査

するために行う委託料でございまして、専用の車両によりまして、走行しながら調査のほうを行ってまいります。これにつきましても、道路ストック総点検事業の補助金、これ10分の5.5でございます、これと地域の元氣臨時交付金10分の4.5、両方を活用いたしまして、一般財源の持ち出しなしでできる事業でございます。

これに基づきまして、その下の工事請負費、沖代線外補修工事費1,500万円でございますが、平成26年度に町の単独事業として予定しておりました沖代線の山陽新幹線から太子病院前の交差点の間約500メートル、これの舗装修繕を行うものでございます。これにつきましても、10分の5.5、これの舗装修繕事業の補助金をいただく予定でございます。

次に、42ページ……

（井川芳昭議員「総点検のストック点検の委託先については」の声あり）

委託先でございます。当然これは予算でございますので、あくまで予定でございます。当然、この路面の調査専用の車両を持っている業者に委託するということになるかと思えます。

続きまして、42ページ、景観アドバイザー業務委託料減額でございます。これは、斑鳩地区の景観形成地区指定に向けて取り組んでおります事業の中で、24年度において当初景観アドバイザーの派遣を予定しておりましたが、これが実際実施いたしましたところ、県の負担で2回の派遣をしていただきまして、町の負担が少なくなったということで減額するものでございます。

このアドバイザーの派遣の内容についてお尋ねでございましたが、景観形成地区の指定に向けては、当然内容的に基準を定めたり、また県の補助金をいただいてどのような改修ができるのかと、このようなことを専門的に一般住民の方に御説明する必要があるので派遣をお願いしたということでございます。

その次に、繰出金、前処理場事業特別会計繰出金でございます。これは、大きくは揖保

川流域下水道処理場の汚泥の処理に係る経費の負担分で、構成市町で負担を求められたものでございます。この負担分が一般会計の繰り出しとしていただく予定でございます。

次に、下水道事業特別会計繰出金でございます。こちらにつきましても、揖保川流域下水道維持管理負担金の増ということでございまして、これも構成市町に負担が求められてきたものでございます。

次に、その下、公園事業費の委託料でございます。この委託料につきましては、その下の工事請負費3,900万円、そして公有財産購入費430万5,000円、これと一体的にちょっと説明させていただきますが、この事業につきましては、全て25年度において当初予定していた事業でございます。これを国の補正予算によりまして、この24年度に繰り上げして前倒しして行うものでございます。

まず、内容でございますが、委託料につきましては、この総合公園等一帯整備を図るために、町道の北之町松ヶ下線と旧の環境センターの跡地利用、これを促進するための実施設計をまず委託するものでございます。

それと、工事請負費でございますが、これも総合公園の中の南の部分、公園の南側にございます駐車場を含めて、今広場の整備も行っております。この辺の整備工事を行う予定でございます。

そして、公有財産購入費、これにつきましては、公園の用地購入計画しております中の山林2筆、1,310平方メートルを追加購入するものでございます。この費用につきましても、5ページにございます繰越明許費のほうで上げておりますが、繰り越しして実施する予定でございます。

それとあと、42ページ、下から2つ目です、都市再生整備事業の委託料、測量設計業務委託料減額。24年当初から町道鶴旧国道線の実施設計を実施しておりますが、この分につきましても事業費確定による減額でございます。

その下の物件調査補償費積算業務委託料、

そしてその下の鵜旧国道線道路整備工事費 1 億円、そして次の 44 ページの一番上にございます道路用地購入費 1,980 万円、そしてその下の物件補償費 500 万円、この 4 つにつきましても、これは一体的に都市再生整備事業をもって、国の補正予算によりまして、これも 25 年度において予定しておりました事業でございまして、前倒しして実施するものでございます。

まず、内容でございますが、物件調査補償費積算業務委託料 100 万円。これにつきましては、この道路整備に伴う道路拡幅によりまして、用地購入を予定しております。そこに係る部分の物件の調査費でございます。樹木またフェンス等の移設の調査を行います。

その下の工事請負費でございます。これは、鵜旧国道線の道路整備工事でございます。延長約 200 メートル、幅員が車道部分 7 メートル、歩道部分 3 メートルの幅員 10 メートルで、歩道の整備工事並びに歩道の美装化を予定しております。

次に、44 ページの一番上の道路用地購入費。これは、この町道の道路拡幅用地の購入費でございまして、約 600 平方メートルを予定しております。

次に、44 ページのその下でございます、物件補償費。これは、先ほど委託料で調査を行うことを説明申し上げましたが、これによる補償費でございます。補償補填賠償金として樹木、フェンス等の移設費用として 500 万円を予定しております。

私のほうからは以上でございます。

（「繰越明許」の声あり）

これも先ほど繰り返しますようでございますが、この 4 つ、物件調査の 100 万円、そして工事請負費の 1 億円、そして道路用地の購入費の 1,980 万円、そして物件の補償費の 500 万円、これも全て 5 ページの繰越明許費で掲げております繰越明許の計算書の中で 1 億 2,580 万円の繰り越しというふうに掲げておる事業でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 答弁させていただきます。

まず、44 ページの産業医の報酬の関係でございます。

太子町報酬費用弁償条例別表に産業医の規定がございます。東西の両学区に分けまして、県費の教職員、1 中学 2 小学校それぞれ東西でございますが、そこに勤務する職員数が 101 人以上 200 人以下は月額 2 万円、100 人以下は月額 1 万 5,000 円と規定がございますが、今回それぞれ東西ともに 101 人を超過しておりますので、月額それぞれ 5,000 円ずつ 1 万円、それを 12 カ月分で 12 万円の補正をお願いするものでございます。

2 点目、対外文化、運動競技の関係でございますが、今回の補正は主に中学校の生徒の部活の関係でございます。補正予算を見積もらせていただいた段階で、未執行分がまだ 55 万 2,000 円ございました。当時の予算残高が 12 万円ほどございましたので、43 万円が不足が生じるという形で、未執行分に対する実績に応じて交付したいということでございます。

そして、一番下の斑鳩小学校校地公図整理業務委託料でございますが、昨年の 12 月議会におきまして、斑鳩小学校の仮設校舎を建築するということで債務負担の議決をいただきまして、1 月からその準備に入りました。そして、仮設校舎の建築確認申請の下準備として、民間の建築確認の指定検査機関と協議をしました結果、開発許可等不要証明書というものが添付でありますよということで指摘を受けました。開発許可というのは、当然皆さん御存じのとおり、宅地を造成したりするものでございますから、今回の学校の仮設校舎につきましては、そういったものは一切不要でありますので、その証明書の添付が必要だという指摘がございました。

ところが、公図を取り寄せまして、その学校の敷地約 1 万 3,000 平米を超えておりますが、その敷地を調査しましたところ 3 つの小

字に分かれている、東側3分の1ぐらいが柳ノ内、そして西側も2つの字があるという形で、3つの字に分かれている。まして悪いことに、先ほど言いました東側の字の関係につきましては、北の境界から南の境界までそれぞれすんと里道が走っているということが判明しました。現状としては、もう学校敷地になってございますから、その里道は見えないけれども、公図上そういったものがあるという形で、里道ということになりますと、本来通路でございますから、通路で学校の敷地が遮断されているじゃないかという、そういうような指摘もございまして、そういったことで3つの字をきちっと現実にある以上、それがないという状況で、言葉は悪いですけど、虚偽の申請で建築確認を終えるということは、やはり行政ですから法令遵守を民間の方の開発等についてもきちっとお願いしている立場上、やっぱりそういうコンプライアンスの精神からは、そういったことはできないだろうという方針で、今回、今年度中の建築を断念いたしました。

そのためにはまず最優先として、小さく分かれてるそれぞれの筆数を、大きく3つの字に集約して水路敷きもございまして、里道敷きも2カ所ございまして、そういったものをきちっと整理した上でプレハブ建設に当たりたいという形で、せっかく12月議会で承認いただいたものでございますけれども、一旦債務負担行為も廃止し、そして校地の整理のための予算を認めていただいて、それも3月までの執行はということは大変難しゅうございますから、繰り越しをさせていただくということで、取りかからせていただいておりますと考えております。

次、46ページのスクールアシスタントでございます。小学校のスクールアシスタントです。現在小学校は、当初予算では6名予定しておりました。ところが、重度の方がいらっしゃいますので、途中から7名にいたしました。そういったことで、まことに申しわけないんですけども、賃金が不足してまいりま

した。その重度の子供さんの関係では、辺縁系脳炎症状とか高次脳機能障害があるという形で、本当に自力での起立歩行が困難である、そういった生徒さんでございますので、やはり1名増員して対応したいというふうに考えました。

あと、東中学校の増築工事費の関係でございます。当初予算で御議決いただいたものは1億8,500万円でございます。そして、今回2,000万円を減額して、1億6,500万円の予算にしたいと考えております。そして、契約案件でございましたので、皆様御存じだと思いますけれども、本体工でございまして、当初1億4,339万円を御議決いただいております。そして今回、今大至急集約をしまして、変更分は当然でございますので、その分を加算した額で、なかなか今現在も厳しい事務作業でございますけれども、とりあえず1億6,500万円の予算の中でおさめたいと考えております。

幼稚園の多子世帯の関係でございます。これにつきましては、民生費のほうの多子世帯と同じ考え方でございますけれども、まず支給額が増えました。23年度までは6,000円を超える額という形でございましたので、幼稚園の保育料は6,500円でございます。ですから、月額500円掛ける12月で6,000円です。1人当たり年間6,000円でございます。そして、20世帯ということで12万円を当初予算組んでおりましたけれども、支給額の足切りが5,000円に1,000円下がりました。そういった関係で、1人当たり1万8,000円となりました。そして、22世帯でございますので、39万6,000円が今年度補助見込みでございます。差額が27万6,000円発生しましたので、補正予算でお願いしたいと考えております。

最後に、図書データの委託料の関係でございます。48ページお願いいたします。

これにつきましては、マークデータという書誌データをデータ会社から購入するという形で1,097万3,000円、当初予算に組んでおりました。これを全額マーク会社に全部委託す

るという方針で考えておりましたが、それはやっぱり何とかならんかなと館の職員がいろいろと努力しまして、臨時職員の方を雇うて自前でやれないかということを考えてみました。そして、図書データ作成の支援業務の委託としては一部183万円ほどの業者からの支援は受けますけれども、自前でやろうという形で取りかかりました。そういったことによりまして、914万円の減額が可能になったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 私、先ほど1カ所説明が漏れておりました。

48ページをお願いいたします。下から2つ目の農業用施設災害復旧費15万1,000円の減額でございますが、これにつきましては、原地区に24年6月における集中豪雨で、一部原地内の水路が約15メートルにわたって崩壊をいたしました。この箇所につきまして、国の災害復旧工事が認定されまして実施したものでございまして、減額につきましては、当初予算96万円が入札によりまして80万9,000円となりまして、15万1,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 国の補正予算との関係でちょっとお聞きしたいんですが、5ページ、6ページです。繰越明許が6上がってます。そのうちの中の国の補正に係る部分についての部分かということと、それと要は町の持ち出し、いわゆる国の補助の割合をまずお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私のほうからは、5ページの款2総務費、項1総務管理費、地域交流センター事業の関係が繰り越しでございますので、その分を私のほうから答弁申し上げます。

地域交流センター事業実施設計でございますが、830万円の都市再生整備事業補助金がつきました。そして、補助額は補正予算計上といたしましては328万円でございます。それから、起債につきましても100%充当になりましたので、起債の分も当初70万円の予定でありましたのが490万円となりました。そういったものを相殺いたしますと、当初上げてた分は減額予定、ところが国の補正予算で増額、差し引きしたものが29ページの目15新庁舎建設費、補正額の減額の3,957万円であり、国庫支出金がプラスの4,363万円であり、地方債が増額の560万円であり、結果的には一般財源が8,880万円の減ということになります。

ですから、逆を申しますと、当初の補正前の額の一般財源、我々本町が負担すべき額が8,892万円あったんですけども、こういったように補助金が増ええの起債が増ええのことになりますと、逆に一般財源が8,880万円助かったという結果になっております。ですから、非常にありがたい国の補正であったというふうに私どもは理解しております。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 繰越明許費の補正の、まず震災対策農業水利施設整備事業でございます。720万円繰り越す事業でございますが、内容については先ほど御説明したとおりでございまして、全てこの財源につきましては、国庫支出金720万円がついておりますので、一般財源の持ち出しはゼロということで繰り越しをいたします。全体の説明については先ほど総務部長のほうからありましたので、私は個々の繰越明許のほうだけ報告させていただきます。

次に、沖代線外舗装修繕事業1,800万円、これにつきましては、当然本来なら26年度に町の単独事業として全額一般財源で行う予定でございましたけれども、今回につきましては、まず国庫支出金といたしまして1,125万円ついております。そして、残り670万円の

地方債がついております。これによりまして、起債の端数分5万円だけが一般財源の持ち出しという形になっております。

次に、総合公園整備事業でございます。こちらのほうも平成24年度、25年度と継続してやっておりますので、ちょっと細かいお話しすると非常に難しくなるんですが、まず7,300万5,000円を繰り越すわけでございますが、この財源の内訳といたしまして、国庫支出金が3,500万円ついております。そして、残りについても地方債が3,600万円、そして一般財源の持ち出しが200万5,000円というふうな形になっております。

次に、鶴田国道線道路整備事業でございます。こちらにつきましては、先ほども説明いたしましたとおり1億2,580万円、25年度へ繰り越しをいたします。そのうちの国庫支出金が5,032万円、地方債については7,540万円、一般財源の持ち出しが8万円というふうな内訳になっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今回の国の2次補正によりまして、かなりの持ち出し分が減少したということは非常に、逆に言いますとありがたいということなんですけれども、国からの補助メニューといえますか、そういうものによりましては、いろんな事業がその他示されてました。例えば、町長の施政方針にありますように、街路灯のLED化とか電気自動車のそういう充電施設の拠点化とか、来年度補正にもありましたが理科設備、学校教育の理科の設備費とかいろいろありましたけれども、特に今回の5点に絞ってあるのは、やはり来年度当初予算に既に計上していた絡みであると思いますが、その辺の考え方と。

それから、先ほどいろいろ説明があったときに、当然一般財源持ち出しが極端に減ったわけですから、来年度予算に持ち越した場合、今の繰り越しを丸々来年の当初予算で入れるということ自体はかなりの高額になった

というのは今わかったんで、なるほど、国の補正で先にやって、それから繰り越すするのかなというのがわかりましたけれども、要は初めに戻りますけれども、なぜこの5事業を国の補正予算で充てたかということです。

それと、その分につきましては、次の補正で当然減額するわけですが、多分6月議会かなと思いますけれども、その予定についてお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） それでは、お答えさせていただきます。

このたびの国の補正予算に伴う施策の体系ですけれども、これにつきましては非常に、予算自体が成立したのがつい最近でございますので、説明会等も非常に不十分な内容でございました。したがって、我々どもがその情報を知って、いわゆるヒアリングをさせていただいたのは、1月の下旬の当初予算が決まってからという状態になりました。そうした中で、国の意向を受けまして、公共事業を担当する部署それぞれに対しましてヒアリング等を実施された結果、いわゆる今の現体制でもって実施可能なもので、国庫補助事業対象となる部分だけが先行されております。そうした中で今回の事業数が決まったものでございます。議員さんがおっしゃられますようなLEDの事業につきましては、今回ヒアリングの対象からは外れておりました、うちの事業経過としましては。そういうことで、今回総額で2億3,820万円という形の対応ができたものと思っております。

これにつきましては、当然新年度予算においては減額の措置をさせていただきます。今回、国の経済対策におきまして、補助金ベースでは1,845万円の得、また起債関係では交付税算入率が補正予算債がつきまして上乗せになりましたので、それによって大体3,800万円ほどの上乗せ、合計で5,655万円、今回の補正予算で町がいわゆる恩恵を受けたという形になっております。

御理解のほどお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 今御指摘の、じゃあこの補正と当初予算と重複している部分は6月補正で減額というお言葉が出たんですが、その減額時期につきましては、ほかのいろんな新年度の補正の調整項目がありますんで、また時期については新年度に入ってから、またどの時期が妥当かどうか判断させていただきたいと。必ずしも6月になるかどうかは、ちょっとこの場では御答弁申し上げにくいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 最後のお尋ねをします。

こっちの説明、参考資料の中の総合公園整備事業の中で、国の補正予算に係る有利な補正予算債は財政措置されたということで、有利な補正予算債という文言があるんですけども、かつてそれ以前に使われたそういういろんな債権があるんでしょうけど、建設債とか、それに比べてどの程度有利な予算債になっていますか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 通常公共事業につきましては、補助対象分は50%、財源対策債の分についても50%程度の分がございまして、いわゆる交付税算入率があります。

今回、補正予算債というものは、充当率そのものの自体が100%まず起債を借ります。そのうちの50%を国が見てくれると、いわゆる財源措置を後から交付税でしてくれるということです、相当有利なものでございまして、それに比べて、いわゆる一般単独事業といわれる起債をたまたま発行しますけど、これにつきましては、交付税算入がまるっきりございせん。町の丸々の借金になりますので、そういう部分でそういうものは減額して、こういう有利な起債については借りていくということで、財政課のほうでは方針をもって今回補正予算を組ませていただきました。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません

か。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今の中島議員のことについて確認したいんですが、5ページのほうの6事業のうち、地域交流センター事業が地域の元気臨時交付金、またこの同じやつが沖代線外舗装修繕事業と鵜旧国道線道路整備事業のほうに地域の元気臨時交付金が入ってるというふうに参考資料にあるんですが、先ほどの御説明で、土木費の沖代線では一般持ち出しが5万円、旧鵜のところは8万円、地域の元気臨時交付金に関しては地域交流センターも入ると思うんですけども、この分はまず幾らなんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 地域の元気臨時交付金のことについてお尋ねですけれども、これにつきましては、今回予算に計上しているのは130万円ほどだけです。これといえますのは、追加公共事業でやった地方負担額の額を参考に、国のほうから今後算定される額でございまして、今現在、地域の臨時交付金がどれくらいつくかというのはまだはっきり未定です。したがって、今回臨時交付金としての算定対象になるものと、また補正予算債の対象になるものとが若干違っております。それによって、今回国のほうで補正予算債の発行を公共事業として認められた分については計上させていただいて、地域の元気臨時交付金については、これから算定作業が行われて、5月ぐらいにその額が確定しますもので、それに伴って追加の単独事業なんかのものに充当していけばと思っております。私どものほうもいろんな単独事業をこれからやらなければなりませんので、そういう財源として今のところ考えておりますので、今回のそれぞれの額につきましては、地域の元気臨時交付金の算定対象になっているというだけのことでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 5月に確定ということで、

これからいろいろ計算が出てくるんだと思うんですが、歳入の18ページの地域の元気臨時交付金の135万円が、先ほどおっしゃったおよそ130万円というところであると思うんですが、この地域の元気臨時交付金については、市町の財政力指数に基づいて交付金の金額が決まってくるということで、およそ70%から90%っていうふうに国のほうでは示されておるんですが、この90%になるというところが、最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるようにというふうなことになってるんですが、7割から8割程度という枠の中で、何割ぐらいでこれ一応計算はされてるんですか。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） これにつきましては、非常に難しいんで、総額がどれぐらいで上がるかということで、それぞれの団体のいわゆる8割になるのか7割になるのか9割になるのかというのは変わってまいります。今のところ、説明会の中には東京都レベルでははっきり言って7割、それで島根県とかあの辺のレベルで9割というような説明を受けてまして、ただしそれは交付金の総額がどの程度になって、予算の範囲内でどの程度におさまるかということになりますので、私どもの財政力指数は全体的に見てもちょうど真ん中程度かなというふうには思ってますけれども、その額によっては増減しますんで、非常に下がる場合もあります。

ただ1点だけ、ちょっと議員さん勘違いされてるのは、今回は基準財政需要額とか財政力指数によって算定は行われません。追加の公共事業をどれだけ地方がやるかということが算定対象になりますので、公共事業は一切やらない団体は、一切の元気交付金は入ってきませんのでその辺は、今回国の制度はそういう制度設計になっております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 少し抜けてたところもありますので、それを含めてお答えいただきます。

42ページの13委託料の都市公園の樹木剪定と太子山公園の整備委託料の減額のこの2点についての詳細説明をお願いいたします。

先ほど特に井手部長をいじめるわけじゃないんですが、40ページの鳥獣被害対策防止協議会の減額のところで、龍田のところの防護柵というお話も今もございました。一般質問の中でもそういった話も聞いておりますが、以前から龍田の鹿が出るとかという話もあったり、これについても同じように太田地区のほうからも鹿の対策とかというような声があったかと思うんです。これは前々からそういったことが被害として出てくるという中で、全くその龍田があるから太田もどうかというような農区長さん絡み、またその森林組合さん絡みの話は全くこれ折衝がなかったんかね。コンタクトというんか。その当局のほうにどうにかしてくれということが龍田のほうしかなかったのか、太田からはあったんやけど今回は見送ったんであるとか、こういったことは金額あるから、県の指導もあるから太田のほうもしましょかというようなこっちからのコンタクトがあったのかなかったのかも含めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、まず最初に42ページ、公園管理費の委託料でございます。都市公園樹木剪定また防除外委託料を減額しております。太子山公園の林床整備委託料についても減額しております。これはそれぞれ入札後の入札残による事業量の精算、このようなことで委託料事業が確定したということで減額しております。

ちなみに都市公園樹木剪定については、当初予算530万円が、決算見込みとして480万円で確定したと。太子山公園の林床整備については、当初予算270万円が190万円ということでございます。

それともう一点。鳥獣被害の鹿防止のため

の防護柵の対応でございますが、まず23年、24年、2カ年にわたりまして、上太田地区の防護柵の設置工事を実施いたしました。このときにもそうなのですが、こういう事業は太子町鳥獣被害防止対策協議会、こちらの場でもって、この中にはそれぞれ鹿被害を受けておられる自治会の代表の方も入っておられます。この事業を希望される自治会があるかないかというのは、この協議会の中で協議しておりまして、当然制度のこともそれぞれの自治会にも説明しております。

ただこの事業、あくまで防護柵の設置の材料提供の事業でございますが、基本的には地域の自治会でもって自主的に設置していただくという事業でございますので、上太田についてはそれぞれ地域の協力によってそれが実現いたしました。その材料だけもらっても、なかなか地域では対応できないということも個々ございまして、その辺で少しずつ25年度はこの対策事業が切れる年度となってしまったわけでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** ほかに質疑ありませんか。

首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 2点ちょっと確認したいんですが、まず14ページの地方交付税なんですけども、説明のほうで、副町長のほうからは決算見込みによるとの説明があったんですが、これも昨年秋ごろに国のほうで特例公債法案成立がちょっと遅れたりして、いろいろばたばたしたということがあるんですけども、その辺の流れからこの今回の3,250万円の普通交付税の追加の秋ごろからの流れとこれの詳しい説明をお願いしたいと思います。

あと、40ページの一番下の節13委託料と工事請負費にも絡むんかと思うんですが、道路ストック、先ほどの質疑の中でいろいろ説明を聞いたんですが、この道路ストック総点検の対象は町道だけなのかということを確認したいのと、道路ストックということは道路の舗装だとかトンネルとか橋りょうも含まれ

ると思うんですが、例えば太子陸橋の北側が、けさほどからあしたの2日間にわたって点検されるんですけども、そういったところを前の長寿命化修繕計画との絡みもあると思うんですが、その辺の説明だけお願いします。

**○議長（佐野芳彦）** 財政課長。

**○財政課長（堀 恭一）** 地方交付税の普通交付税について説明させていただきます。

まず、特例公債法の成立が遅れて影響はまるっきりございませんでした。若干いわゆるお金の支払い時期がずれましたけれども、影響なく当初の7月に終わっております算定作業に基づき、お金が交付されております。

ただ今回、国の補正予算に基づきまして、財源不足で調整率というものを掛けられて、900万円程度、実際の本来交付すべき額から減らされておりましたけれども、それが回復しております。きょう本日、県のほうから通知があり、その分についてはもとへ戻すということで、今回出させていただいております普通交付税追加の額よりも900万円程度まだ増えるということが、本日わかっております。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（井手俊郎）** まず、40ページ、道路ストック総点検事業委託料についての実施箇所でございますが、まず町内の幹線道路のみを予定しております。幹線道路のみで、約26キロの延長を予定しております。

それとあと、その他の長寿命化計画とのお話なんですけど、橋りょうにつきましては、もう御存じのとおり24年度において橋りょうについての長寿命化計画の策定をして、今仕上がっている状況でございます。これを踏まえまして、また新年度予算の中で御説明させていただきますが、それを踏まえた事業も一部計上しておりますのでよろしく願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 質疑、誰もいそうにないので、私また代表して。

10ページの歳出で、需用費の印刷製本費追加のところの高齢受給者証、これも幾らか説明がございましたが、再発行経費とかという話もありましたが、対象何人分であるのかというような詳細説明をお願いいたします。

それと、12ページの委託料の特定健診委託料減額の100万円の減額の再度の詳細説明と、その下の未受診者対策業務委託料減額についての御説明をお願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(山本修三) まず、10ページの印刷製本費追加でございますが、これにつきましては、70歳から74歳までの高齢受給

者に係る自己負担額が2割から1割に凍結するという期間延長処置に伴うものでございます。この受給者証の通知をいたしますので、印刷製本費を追加させていただいております。これにつきましては、1,500部予定しております。

次に、12ページの特定健診委託料減額でございます。これにつきましては、平成24年度の取り組みとしまして、11月に実施してるわけですけども、健診日数を1日増やしたり、7月末時点での特定健診未受診者に対しまして、受診券のはがきを同封した個別勧奨とか電話勧奨をしましたが、前年度の24.6%より26%に増えておりますが、滞る見込みでございます。これに伴いまして、委託料の減額をさせていただきます。

受診者数は、1,640名が1,535名となりまして、105名減というふうになっております。

それから、未受診者対策業務委託料でございますが、これにつきましては、きらり健康教室の実施を8回、午前と午後で2部に分かれてやっておりますが、未受診者が発生したということで、現計予算252万円のうち、決算見込みとしまして230万4,750円ということで見込んでおります。その分の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの特定健診の委託料の減額について人数が減ったということでもあるんですが、この健診について、いつも駐車場が狭いであるとかいろいろと何か一つ、レントゲンの待ち時間が長かったとかというような苦情もたまに聞くことがあるんですが、今回については何か支障があるようなことはございませんでしたでしょうか。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(山本修三) 特定健診、節目年齢に該当する被保険者に対しまして受診勧奨、個別通知を行いまして、40歳から74歳

の方に電話なり等で受診勧奨を実施しておりますが、やはり今後とも健康管理意識を高める講座の開催とか特定健診の制度の利用に関して周知して、また努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） いやいや、何か苦情はなかったかという。駐車場の案内とかそういう苦情はなかったかという。

○生活福祉部長（山本修三） 苦情等は特には聞いておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議案第3号 平成24年兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、皆さんの

いようでありますので、代表して質問をいたします。

12ページの節14使用料のシステム使用料減額のところで、介護給付費の適正化システム、見送りということで下がっていますが、少し聞きそびれたかもしれませんが、なぜ見送ったのかということの再度の説明をお願いいたします。

それと、戻りますが、10ページの負担金・補助及び交付金の節19、介護予防住宅改修費の追加についての決算見込み等もあるんですが、特にどんな改修が多く発生して、このたびの補正に上がってくる等の再度の内容説明をお願いいたします。

とりあえず、その2点で。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、10ページの介護予防住宅改修費追加でございます。

要支援1、2の方へのサービスとしまして、介護予防住宅改修事業を行っております。生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対しまして、要介護区分に関係なく20万円を上限としまして、その9割は支給されております。今現在、2月末で63件予定されておりますが、現計予算が855万9,000円ということで、916万7,000円を見込むということでございます。やはり手すりとか段差解消が主な改修事業になってまいります。

次に、12ページでございますが、システム使用料91万4,000円、これは当初介護給付費適正化システムということで、介護請求を発見するための目的で導入予定でありましたが、介護保険法の平成24年度改正を受けまして、システムに変更がございました。既に導入している保険者に問い合わせをしましたら、年間の過誤請求額が実績として数万円程度であるということで、対費用効果を考慮しますと、導入効果が乏しいということがわかりまして、今回本システムの導入を見送ったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません

か。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それと、10ページの節19の2つ、この下の高額介護サービス費追加についても、この19万3,000円についても少し再度の詳細説明をお願いいたします。

それと、8ページの介護給付費準備基金繰入金、これについても1,000万円ほど繰り入れをしているという形で、1号保険者の保険料不足ですか、これが発生して、これを繰り入れていくという形になるんですが、今後の動向というのはどうなっていくのかなという気ではあるんですが、その点についての説明を少しお願いできますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 8ページの介護給付費準備基金繰入金追加でございます。

今年度保険料の改定がございました。それに伴いまして、保険料の弾力的に財源調整をさせていただくということで、介護給付費準備基金を設定させていただいております。それに伴う保険料等の基金でございます。25年度、26年度、27年度で基金の運用を図ってきたいということで、今回現計予算が3,434万9,000円ということで、決算見込みとしまして4,453万5,000円を予定しておりますので、その差分を追加させていただくということでございます。

次に、10ページの高額介護サービス費追加でございます。介護保険のサービス利用ということで、まず対象者が介護保険法に適用になります高額介護サービス、いわゆる医療費にしましたら高額医療の自己負担額の上限に合わせましたサービスでございます。対象者が生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税の方等々でございます。平成24年10月以降予定の見積額が上回ったため補正させていただくということで、現計予算2,771万4,000円のうち、見込みとしまして2,790万6,000円を見込んでおまして、その差を補正によってさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについてもなさそうですので、私……。

○議長（佐野芳彦） もっと声を大きくしてください。マイクに入らないんで。

○井川芳昭議員 入りますか。

○議長（佐野芳彦） はい。大丈夫です。そのぐらいの大きさで。

○井川芳昭議員 これについても、私代表していききたいと思います。

8ページの節19の後期高齢者広域連合納付金追加、それとその下の兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金の減額についてのことです

が、少し説明があったかと思うんですが、額も少し大幅なところもございますので、これの内容説明をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 8ページの後期高齢者医療広域連合保険料納付金追加でございます、763万4,000円。これは、前の保険料の補正額そのまま充当されております。不足額が見込まれるため、保険料の納付金を追加するというところでございます。

それから、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金減額でございます。これにつきましては、今回平成24年度市町共通経費の負担金変更決定通知書が参っております。8月28日付で参っております、決定通知書に伴います減額でございます。

次に、保険基盤安定繰入金納付金追加も、平成24年度保険基盤安定負担金について、平成24年10月26日付で決定通知書が来ておりますので、それに伴う額の確定による補正でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計

## 補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、皆さん御質問ないようですので、二、三、質問いたします。

そんなにページないんですが、6ページの委託料の植木維持管理委託料減額についての内容説明をお願いをしたいんですが、当初予算では大体700万円ぐらいの予算がついて、今回は37万5,000円の減額ということで流れておるんですけども、全体の予算でしたら、墓園の会計は追加すると大体1,800万円の事業で、ほとんど管理費が約700万円ぐらいの、半分方樹木管理で終わってるんじゃないかなという気がするんやね。いつも気になるんやけど、メモリアルパークの樹木管理、そりゃいろんな墓園業者さんが受けられて、名前は言いませんがやられてますけど、樹木でどんなことをやられてるんか、葉っぱを拾うとか、剪定は枝を切るとかということもわかるんですけど。とりあえず、どんな減額になっているのか、内容説明だけしていただけますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 植木管理委託料、これ当初予算300万円でございます。今回入札の額が確定しましたので、減額補正させていただきます。

業務内容ですけども、剪定、生け垣、これが8,700平米、寄せ植え、900平米、高木152本、中木40本、それらの剪定でございます。それから、2,986リットル分の薬剤防除ということになっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません

か。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私、この樹木の管理委託料だけの話じゃなくって、全体の管理料という形で、今お話しただけなんです。墓園の管理料だけのことで、約700万円近いという形の話をしたんですけれども。メモリアルパークって、木なんか本来要るんかね、樹木とか。実際に、植えていつも木が伸びたとか葉っぱがいくからって毎年これぐらいの300万円ほどの予算かけてやってるんですけれども、村のお墓であるとしたら、特に税金なんか使わずに皆さん各自でお掃除されたりするところもあるかと思う。町営ですから、要るんかもわかりませんけれども。この辺についても、お答えできますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 個人の墓地についてはそれぞれあるというふうには思いますが、これは太子町メモリアルパークということで、墓園管理、当初あいつた生け垣ということで、計画し設定させていただいておりますので、管理料もいただいておりますので、その管理料の範囲内でこれを維持管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが

って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 皆さんないようですので、代表して質問いたします。

10ページの負担金の節19、これも先ほどから揖保川流域の負担金の話も出ておりましたが、この下水道維持管理負担金追加も結構な額であるんで、この辺のことについても再度の詳細説明をお願いいたします。

それと、節15の工事請負費の公共樹設置工事費減額500万円についても、再度の内容説明をお願いいたします。

それと、歳入の8ページ、下水道使用料の一般汚水下水道使用料減額300万円についても、再度の説明をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、歳出の揖保川流域下水道維持管理負担金追加でございます。これは、説明も一度させていただいておりますが、流域全体における維持管理経費が増加したためでございます。この大きな要因といたしましては、電気代とあと不明水が非常に増加したということを聞いております。これは恐らく、昨年集中豪雨等が非常に多く発生して、特に下水のマンホールからの流入というのが多々多かったというふうなことを聞いております。量的には、当初415万7,000立方メートルを予定しておりました処理水量が433万1,000立方メートル、17万4,000立方メートルの増となっております。

この負担金でございます。

そして、工事請負費の500万円の減額でございますが、これは、公共ますの取り出しのための工事でございます、1月末現在で61件、2,220万円でございます、当初予算額3,000万円から見ますと、今後の決算見込みとして500万円の減額が必要だということでございます。主な原因といたしまして、事前に計画説明がありました開発行為との取り出し分、この分が予定よりかなり減ってきているということでございます。

それと、8ページ、歳入の下水道使用料でございます。これについては、例年12月の段階で決算見込みを算出しておりますが、これによりますと、当初見込んでおりました有収水量322万立方メートルが、若干320万立方メートルに2万立方メートルほど減少するのではないかなというふうな予測でもってはいいたのが、使用料300万円の減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 とりあえず私ども前処理のことについては常に反対の立場でおりますので、一言だけ申し上げておきます。

この6ページの歳出についての節19の揖保川流域下水道維持管理負担金追加、これも150万円ほど追加になっておりますが、同じような説明かと思いますが、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 6ページ、揖保川流域下水道維持管理負担金追加でございます。

維持管理経費等の増加分ということで、処理水量の増による電気代等の増額分が多く発生していると報告を受けております。

特に電気代につきましては、太陽光発電の促進賦課金とか、あと再生可能エネルギー発電の促進賦課金、これらが大きく増加したということで、その分の負担が大きく求められてきております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、この負担金の追加150万円にしても、当方に前処理場があるからこの負担金も支払わざるを得ないという形になって、前処理の事業も全体的には、結局は1億円近い金に補正で上がってますけども、大体もうほとんど9,968万円ということで、1億円のお金になっていくという形で、やはりどうしてもこれは、使用されている方の意向もあるでしょうけど、やっぱり廃止という形の中で話を進めていくべきだと

と思いますが、この辺についての考え方だけお聞かせ願いますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） この件につきましては、委員会の中でも課題として取り上げられておりまして、1年間いろいろ御意見のほうを述べさせていただきましたが、基本的には今ある稼働しております前処理場、これについての処理というのは当然やっていかなければならないというふうに認識しております。ただ、今の前処理場での処理の方法もあれば、当然汚泥を運び出しての処理方法というものもございます。いろんな経費が削減できる方法を今模索しておりますので、できるだけ財政負担の少なくなるような方向を見つけ出したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第9号工事請負変更契約の締結について（石海小学校本館校舎耐震補強改修工事）を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 石海小学校のほうの耐震化の工事ですけども、けさほども見てきたんですが、まず建築工事のほうの追加で、アスファルト舗装の追加というのがあるんですが、参考資料の図面のほうを見ると、ちょうど西門のほうから校長室の途中の倉庫のところまでが舗装という形になっているんですが、それより南側、いわゆる職員室の南側のところですけども、けさ見たところでも土が掘り起こされているんですが、そのところと舗装にされる部分との段差というのは生じないん

ですか。そこを1回確認したいなと思います。段差があることで、子供たちが転んだりすることがあってはいけないと思うんで、そのところだけ、どのようにされるのかということを確認したいなと思います。

あともう一点、今回PCアウトフレーム工法でクリーム色のすごい形で耐震ができ上がったわけですが、北館の西側を見ると、そのクリーム色のすごい耐震のものがあって、もともとの校舎の北館の西側ですけども、2階の途中までは新しく白い壁で塗装されたんです。それはそれでいいことなんですけど、そっから上が中途半端にされてないんで、特に3階部分の北側なんかすごい汚れてるわけなんですけど、言い方はあれですが、ついでにすることはできなかったんでしょうかということを確認したいなと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 1点目の舗装の段差の関係でございますが、特に段差があるとは営繕担当からは聞いておりませんので、舗装材のとまるためのそういうブロック的なものはあるかと思っておりますけれども、段差が生じるとは聞いておりません。

それから2点目、アウトフレーム工法の関係で、新しく約2メートルほど離れてアウトフレームが立ち上がったわけですが、その塗装の関係でございますが、それにつきましては、工事の中で壊したところは復旧の白で、もとの色で復旧しております。したがって、きちっとしたとことん従来からあるところはどうしてもくすぶった感じがあって、差はあると思うんですけれども、今のところ、特に雨がしみ込んでくるとか、そういったモルタルの関係で剥離があるとか、そういう支障がない限りは現状のままでやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては、いつも教

育委員会のほうにも次長のほうにも、次長のほうに言ってもこれ仕方ないのかもわかりません、もう町長に言わないと。こういった学校の耐震工事である、龍田小学校、斑鳩小学校にかけての耐震工事もやって、私も常々言うてまいりました。後々変更工事等のないようにと、漏れのないように見積もりしていただいて、やっていただくと。いつも大体400万円前後の金で追加が出てると、常に気をつけてくださいと、精査してくださいと言うとるにもかかわらず、倍の1,000万円ぐらいの970万円の金で推移していこうとされている。何も耐震工事をするとかそんなこと言うとなっちゃうんです。常に精査して、気を使って、財政でもそうでしょ。言われてました。歳出の抑制とかという話。町長もその話をされてたと思います。でも、何ですか、これは。抑制どころか、簡単に設計変更して追加工事。あります、いろいろと。一つ一つ聞いてまいりますけど。

1つは空調設備の追加、この1番の。参考資料の空調設備の説明はこの間も次長ありました。1番についても空調新設、何をこれつけるのか。エアコンだと思うんですが、どういったエアコンをつけていくのかということ。

2番目の空調設備。これも何をつけるのかということ。

管理室の空調の仮接続。大体わかるんですけども、これの詳細な説明。

この4番の廊下の階段の防火扉の取りかえについて2カ所で50万円出てますが、これの再度の説明。

あと、先ほどもアスファルト舗装の話をされました。この9番目のアスファルトの追加。これについても約300万円の。私もいつも太田小学校の駐車場の舗装を言うてます。それもしないけど、これは簡単に追加工事でこの300万円の、約600平米の舗装をやる予算がずっと上がってしまう。

この10番目のフロアヒンジ交換にしても、大型扉ですから値段も高いんでしょうが、た

った2カ所でどれくらいの単価のものをつけるかわかりませんよ。これでもう40万円です。これについても、詳細な説明をお願いしたいと思います。

この警備員の増額についても、ざっくり90人の46万円ということですが、これも何日間配備してどうであるのかという詳細な説明をよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず、エアコンの関係でございます。

1と2はそれぞれ空調の設備の新設でございます。特別支援教室のエアコンの関係につきましては、参考資料1の特別支援教室の関係については、資料2の東側の従来あった部分でございます。失礼しました。これには資料には出ておりませんが、23年度事業として整備しました東館の耐震工事のときに、急遽整備しました病弱児用の特別支援教室がございます。その中で対象となる児童が平成24年度に入学しました。体調管理上、それから室内の温度管理が重要であるということで、必要性があるために1台を設置いたしました。また、資料3と4で見ていただきましたらわかりますように、南館、北館をつなぐ南北にある教室なんですけれども、ちょうど玄関ポーチの上にあります。2階、3階の空き教室を、児童数が増加したことによって通級教室と4年4組の普通教室として恒常的に利用しております。従前は算数のための教室でございましたけれども、風通しが悪いんです。直接強い西日を受けるという形で、大変厳しい教育環境でございますので、各教室に1台ずつエアコンを設置するという形で、特別支援また普通教室につきましては、教育の環境整備という形でつけ足していただいております。

それと、仮接続の関係でございます。資料2を見ていただきましたら、1階部分の平面図が出ております。これにつきまして、南館の一番西の端に、校長室・職員室空調室外機仮接続図という形でございますが、本来は、

印刷コーナーというのがございますが、その南側に室外機があったわけですね。ところが、アウトフレームを設ける関係で、とりあえず仮移設をしました。工事の施工に支障がございますので。その関係で、室外機を移動しました。それと同じく、5番の電気設備の迂回も、当然南館の下を電気設備の配管が通っておったわけですが、それも支障がありますから、ぐるっと南館の北側を通ってする実線があると思いますけれども、施設電源設備の経路移設という形で、点線を実線にしたという形で、室外機を移動せざるを得なかったということでございます。

それと、防火扉の関係でございますが、これにつきましては、資料3と4をお願いいたします。例えば資料3で言いますと、2階の平面図、教室2がございます。そこが、防火戸の取りかえとなっております。と申しますのが、前回も申しましたが、教室は前と後ろにそれぞれ出入口を設けます。ところが、後ろ側の扉をあけますと、廊下を通る子供たちに直接ぼんとぶち当ててしまうという形で外が見えません。アルミのものでございますので。それを、外側が見えるような耐火行動に耐えられる材質でかつ子供の気配が感じられるドアに変えました。それが、2階と3階にそれぞれ1カ所ずつございます。そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 警備員のことも聞いたよ。あとその……。

○議長（佐野芳彦） 続けてください。

○教育次長（神南隆司） 失礼しました。続けて答弁します。

警備員につきましては、当初180名を見込んでおりましたが、工期期間を通じて、詳細なものはないんですけども、学校現場の現状を踏まえまして、再度配置人数を練り直しましたところ、90人が結果として増員になって

しまったという形でございます。担当に聞きますと、当初180人で見たときにもやはり厳しいという気持ちはあったそうでございますが、今回実績として90人増えました。いつどこで何人という資料はございません。御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 警備員のことでお尋ねしますが、90人で46万円というたら、1人5,000円。今そんなもんですか。これに経費のつて、ある程度一般の普通作業員というんか、ちょっと私も遠ざかっとなで、ざっとこの数字を見ますと驚くような単価なんで、その辺ちょっと御説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員がおっしゃるとおりで、私もちょっとびっくりしたんですけども、従前のときはもっと高かったと思うんです。その後、私も聞いた話では、会計検査院等が入って、過去の適正化をなささいという形で、警備員の日額単価も抑制されたと聞いております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについても、先ほども教育次長の答弁がございましたが、まだちょっとアスファルト舗装の件とフロアヒンジの件を聞いたつもりですが、議長もこれ答えてくれという話もなくて、1回分損しとんですけど。

○議長（佐野芳彦） 一応取り消します。

○井川芳昭議員 別に、何回言うたからと言って、言うことが変わることはないんですが、こういったことも、もう一度再度御説明願いますか。

○議長（佐野芳彦） 1回分取り消します。  
教育次長。

○教育次長（神南隆司） 答弁漏れがございましたので、引き続き答弁させていただきます。

アスファルトの舗装の関係でございます。議員も現場を御存じだと思いますが、ソテツがちょうど中央に植わっております。ソテツの周りの関係につきましては、来客者とか保護者さんなどもそれぞれ利用されます。確かにあそこ、でこぼこがきつくて、年に1回だと思んですが、保護者さん、それから学校の教員総出ででこぼこの補修もしたりもしておりますが、今回工事をするに当たりましてやらせていただきました。と申しますのも、この石海小学校の本館部分につきましては、平成5年、6年と2年かかって大規模改修をしました。それから約20年でございます。そういった意味で、学校を耐震化とかそういった補強工事等をするということは、本当に何十年に1回しかチャンスがございません。そういったときに、合わせて舗装をやらせていただくという形です。今回も重い車両が通っております関係で、余計でこぼこがひどくなりました。そういったことも抜本的にきちっと改善したいなということでやらせていただきました。

それから、玄関のフロアヒンジです。これはちょうつがいのことですが、確かに皆さん御存じのとおり、北から南向いて入る玄関の部分でございますが、老朽化によりまして扉が沈下しております。それはそれでやむを得なかったんですが、今回床タイルをきちっと整備しました。すると、やはりドアの開閉に支障がありまして、さわるということで、これは何とかしなくちゃいけないという形で、急遽、新設したタイルと沈下したガラスが接触するのを避けるためにやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては、本当に小学校耐震工事に全く反対するものではございません。ただ、いつも言ってますとおり、これに乗じていつもこういった変更計画で、私物申しますが、今回もやはりこういったことで精査不足がどうかわかりません。それが無理に精査してないのかわかりません。こういったことは、ちゃんと先に精査して入札をしてやるべきやというふうに考えておりますので、こういった追加予算に関しては一切、軽微なものは仕方ないです、本当に。ほとんど大きなことばかりじゃないですか、これ。何か小さいことなんかどこにもないですよ。小さいことっていったらフロアヒンジのことぐらいです。額は大きいですけど。この点についても承服しませんので、反対いたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第10 議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止について

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第10号 消防に関する事務等の委託の廃止についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第11 議案第11号 町道路線の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第11号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 町道路線の1番の県道網干たつの線の真砂バイパス整備に伴う旧道処理により認定する路線ということで、これはもう一つようわからんのですけども、所管が変わってしまうと。今後の道路整備はこの部分

に関しては、町がせなあかんということで。それ以外は県の所管やけども、この分だけは町の所管といいますか、整備に関する分野と。その辺ちょっとお答えください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） この道路は、県道網干たつの線の真砂バイパスに伴いまして旧道処理を行うものでございますけども、今回この道路認定に上がっておる区間につきましては、県の管理から、県道のつけかえに伴いまして旧道となる部分でございまして、この土手の部分でございますが、これは旧の真砂橋から新の真砂橋の間、この間が旧道となるわけでございます、これを町道認定して、これから太子町の道路として維持管理していくわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 ということは、要はあくまでも路面だけで、のり面は関係ないということですね。のり面というか土手の、のり面は関係なくて、その土手の上の部分だけが町やということやね。ちょっとお答えだけお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 道路の部分だけでございますので、のり面の部分については土手という、あくまでも位置づけでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いま

す。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時03分）

（再開 午後 1 時08分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 1 2 号 太子町男女 共同参画プラン策定委員会 条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第12号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。

今回の男女共同参画プランの策定は、約10年ぶりに改定されるということですが、条例の示されてる中身を見ますと、委員会設置の中で、委員会を構成するメンバーについても、町長が委嘱する部分で触れられてはありますが、具体的にはどのような人が委員になっていくのでしょうか。

それと、委員が10名以内で組織されるということですが、委員構成の男女の見込み、また公募の見込み人数をどのように考えておられるのでしょうか。それについて。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お手元の議案に示しておりますように、具体的なというのは、文言としては、学識経験から1号から7号まででございまして、具体的には、4月またいってからそのどういった方がいいのか、また検討はさせていただきますが、基本的には、もう書いてあるとおりでございます。

それから、男女の比率、これも当然男女共同参画プランですので、10人以内の中で、やはり最低でも3人程度は女性の方をお願いできたら、一定の男女共同参画という大もとの目的からすれば、それは4人、5人となればいいんでしょうけども、その辺は人選です。どうやってやるかは。今後のこととなりますが。最低でも3人ぐらいいは入っていただけたらありがたいなというふうに思っております。

（井村淳子議員「公募のところで」の声あり）

公募の中には、女性に限るとかという項目を書いても、それはそれで問題はないというふうに思っております。ただ人数は、これ全体で10人以内でございますので、いろいろまた勘案しながらやりたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今聞きましたけれども、若干町長が委嘱をするというところで、わかりにくい部分もありまして。4月以降決めていかれるということですが、具体的に私は自治会長さんとか婦人会の関係とか、そういう方が出てこられる部分もあるのかなと思って今質問したわけですが、そういうことも全然考えておられないということで、理解していいんでしょうか。

それと、10人以内の中で3名程度ということですが、これはまさしく国が示している3割を女性にという部分で、最低限ということですが、できるだけやっぱり女性が活躍する場をもっともっととっていただきたいし、そういう比率も半分ないしそれ以上のところも、今までの男女共同参画のこういう審議の場ではありますので、人数のほうをもう少し入れるような形で考えていただきたいと思います。

要望でよろしいです。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについて、先ほども議員のほうから話があったわけですが、実際に女性の参加を促すということをやっておられると。現実的にはもう既に女性社会というか、もう大活躍されているようにも思うところがあるんですけども、今後これで、具体的な何かをしようという策というのは、現時点ではあるんですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ですから、御提案いたしておりますように、男女共同参画プラン、これを改定するわけですから、この委員会をつくる大きな目的は、太子町の男女共同参画プランの見直しということですので、それを作成するためでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 1点だけ聞き漏れてました。

前回の太子町が制定したのが平成15年で、10年ぶりということで、今回は5年間の計画ということで話が出ておりますが、これからそういう計画期間を5年スパンにするとか、10年スパンにするとか、そういう方向性は国のほうからは示されてるんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（堂本正広） このプランは5年ごとに改定をしております。ですから、20年に一度改定をして、その際にはこういう委員会を設けずに内部の委員だけで、職員が中心となりまして、時点修正というような形で実施しております。ですから、この計画は5年ごとに行っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号

は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第13 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第13号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第13号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回4月以降に派遣されることで、手当等について細かく規定されてるわけですが、今年佐用町を初めとして既に行って、もうすぐ終わりなんですけれども、職務の内容自体はやはり事務系なのか、そういう技術系なのかということと、既に佐用町と4町ほど行ってますけれども、その辺の引き継ぎというたらおかしいですね、要はこんな生活でこんな面が大変やったとか、こういうに気をつけたほうがええやとか、そういう交換です。今行ってる4町と、次の4町とのそういうデータというんか、そういう交換みたいなんはするんですか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 町村会を通じて、山元町のほうから、これこれこういう事務ということはあります。ただ項目は非常に多いございます。1つ、2つ、3つ、4つというレベルではなしに、何十項目ぐらいあります。その中で、今回私どもが山元町へ派遣する人員につきましては、仮設住宅の入居だとかそういった関係の事務的な応援でございます。

これは余談になりますが、山元町には全国から80名程度のいろんな自治体からの職員が派遣されております。それでもまだ足りないぐらいの状況だということは聞いております。まあちょっと余談でございますが。

それと、引き継ぎなんですけど、これはつい先立つての先週、総務課長が神戸の県町村会へ行きまして、県下12町の今まで派遣したところ、それからこれから派遣するところ、担当課長が集まりまして、いろんな情報交換をいたしております。ですから、それを引き継ぎと表現していいのかわかりませんが、一応の情報交換はできております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第15 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第16号 地域社会に

おける共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第17 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第17号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第18号 太子町暴力 団排除条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第18号太子町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 細かいところは福祉文教委員会の方々がされると思うんで、大まかなことだけ確認ですけど、昨年11月でしたっけ、総務委員会でちょこっと言ったんですが、この条例に関して、たつの市、赤穂市、宍粟市、佐用町は24年3月に、また相生市、上郡町は24年6月にそれぞれ制定されたんですが、太子町若干1年ほど遅れたわけですけども、中身的にはどこも同じ文言の条例ですけども、1年ほど遅れた理由をお聞かせください。

もう一点。第8条に関して、公の施設における暴力団の排除というところですが、この条例の制定に当たって公の施設、太子町内でも随分公の施設があるわけですけども、中身を見ていくと、文化会館の設置及び管理条例の中には、平成3年の暴対法のことを触れられておるんですけども、ほかの公民館とか保健福祉会館、総合公園とかいろいろあるわけですが、全然これに伴う文言がないんですけ

ども、合わせて改正する必要はないんでしょうか。

その2点を。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず最初に、このたび暴力団排除条例を制定するわけですけども、町では以前から太子町入札指名停止基準において、資格者に関しまして、暴力団関係者であることについて、警察のほうから通報がありましたら指名停止措置ということで、入札委託契約書、それぞれ契約書の中身でもってうたっておりましたが、このたび制定する条例には、町が暴力団に利益をもたらすことのないよう、契約事務にその他全ての町の事務において、事業におきましても、暴力団、暴力団員及び暴力団と密接な関係者の契約の相手方をしないために必要な処置を講じるということで、たつの警察署とも協議しまして制定に至ったということが、この時期になりました。もともとは、契約書の中でうたっておりましたものですから、そういったことで町では対応しておりましたが、このたびそういった他の事業関係につきましても、事業の内容につきましてということで、警察と協議した結果、条例制定に至ったものでございます。

次に、公の施設でございますが、これはこの条例をもってそれぞれ公の施設に条例適用をさせていただくということで、御了解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 理解できなかったらもう一回聞いてください。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず1点目ですけども、入札指名に関しての契約書云々というのはもう理解しておるわけですけども、先ほどの答弁でいくと、どうも契約とかに関してのために改めてつくったというふうな答弁だったんですが、この条例自体は安全で安心な町民生活の確保のための条例であると思うんで、その辺よろしくお願ひしたいということと。

第8条の公の施設のほうですが、ほかの兵庫県の市町をずっと調べていくと、やはりこの条例を制定するに当たって同時に、例えば近くでは西播磨は残念ながらなかったんですけども、豊岡市とか川西市何かを見ていくと、都市公園条例であるとか厚生年金住宅に関する条例であるとかというのを、同時に文言を入れていってされてるところが多いんですけども、その辺の今後の予定はないんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 各町の公共施設ということでございますけども、この県条例並びに太子町の条例、暴力団排除条例に基づいて執行していくことということで御了解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほどの首藤議員の質問ともちょっと関連するんですが、もう一回ちょっと確認といいますか、わかりやすくお答えいただきたいんですけども、これを制定することの意義、本町にとってどういう意義があるからされるのかということ、わかりやすくもう一度お願いしたいというのが第1点です。それで、県のほうでは既にあるわけですから、県のほうも当然市や町と連携を図ってというふうに恐らくなってるんじゃないかと思うんですが、ですからこれを本町において制定する意義をお願いしたいということですね。

それから、2点目ですけど、この中にある事業者という言葉の定義をお願いしたいということです。

それから3点目は、その事第5条の中に、業者は、暴力団の排除のための活動に自主的にかつ相互の連携を図ってという言葉、事業者が相互の連携を図るんですか、それともどうということなのか、どういうことを具体的に、町民もありますか。町民及び事業者とあ

りますが、具体的にどのようなことに努めることが求められるのか、具体的な事柄がどういうことを想定しておられるかという点をお願いしたいと思います。

それから、第7条の中には暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者という言葉がありますが、こういった団体及び個人をどのように把握を町はされようとしているのか、あるいは現状としてどの程度把握をされているのか、お答えいただければと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、町の条例制定に至ったということですが、これは先ほど申されました兵庫県の暴力団排除条例の趣旨を踏まえまして、町民が安全で安心して暮らすことができるための健全な社会経済活動に寄与するため、暴力団排除条例を制定するものでございます。

次に、定義でございますが、これにつきましては、暴力団密接関係者ということで、町へ業者登録する際等、それぞれ兵庫県関係機関等の情報から暴力団であるか……。

○議長（佐野芳彦） いやいや、事業者の定義。

○生活福祉部長（山本修三） 事業者……。

（「個人の情報の中の事業者の定義」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 事業者の定義。

（「第6条です」の声あり）

○生活福祉部長（山本修三） 第6条。

（服部千秋議員「法人である必要があるのかどうか、そんなん関係なしとか……事業やっている人とか……」の声あり）

暴力団の事業者等の定義でございますけれども……。

（「事業者の定義……」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時32分）

（再開 午後1時32分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

(生活福祉部長山本修三「課長のほうから答弁させますので」の声あり)

はい。

生活環境課長。

○生活環境課長(宗野祐幸) 事業者につきましては、お店をやられている店舗とか、工事関係であれば下請業者あるいは元請業者等でございます。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 続けて、第5条と第7条の……。

第5条も第7条も課長が答弁する。してもらえる。大丈夫。

課長、手を挙げて。

生活環境課長。

○生活環境課長(宗野祐幸) 第5条における事業者の責務という定義なんですけど、これにつきましては、事業者において知り得た情報等を行政なり警察に通報というんですか、そういった連携を図るということでございます。

それから、第7条における町の事務及び事業における措置でございますが、趣旨としましては、町が実施する公共工事等を初め、事務や事業が暴力団を利することのないように、町が必要な処置を講ずることということで定めております。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 暴力団をどう把握しているのかと、されているのかということ。

(副町長八幡儀則「暴力団、暴力団員、暴力団関係者というか、そういうのは把握できるのかと」の声あり)

できてるのかということ。

続けて。

○生活環境課長(宗野祐幸) 組織の把握につきましては、暴力団事務所につきましては町内には存在しておりません。ただ、その暴力団員については、今のところわかりません。

以上です。

それから、その情報につきましては、警察

からの情報の提供がございます。

以上です。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず、一番最初にお尋ねした件なんですけど、県がやってるから町もするみたいなお答えに聞こえるんですけど、具体的に本町にとってどういうことがいいということになるのか、わかりやすくお答えがあればいただきたいなということです。

それから、事業者というのは、法人であるのかかわりなく事業をやっておられる方という、そういう意味でよろしいでしょうか。

それから、この条例自体に私は反対して聞いているんじゃないんですけども、把握といいますか、今のお答えですと要は誰だかわからないということをお答えになってるんですけども、そしたらこれ、最初の質問にも関連するんですが、どのように本当に中身のあるものにできるのかなということが、ここが一番大事だと思うんですけど、どのように中身のあるものにされるんですか。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(山本修三) 組織、人員につきましては、警察のほうで把握されておまして、私どももそういったことをお伺いしましたら、今現在たつの警察でも、この地域の団体について把握されております。おりますけども、今先ほど課長が申しましたように、町内ではございません。ただし、個人についてはわかりません。

以上。

(「組はないけど個人はわからんのですか」の声あり)

わかりません。

(「教えたろか」の声あり)

個人についてはわかりません。そういう御回答がありました。

町ですけども、やはり町民及び町の事業者の皆さんが一体となって安全・安心なまちづくりを行うということで、町全体で暴力団排

除を進めていくということで、今回上程させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） よろしい。抜けてない。服部議員、よろしい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

~~~~~

#### 日程第19 議案第19号 太子町道路 占用条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第19号太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 この条例の制定の背景には、太陽光発電設備及び風力発電設備のこれらの設備を道路区域内に設置したいとの要望が寄せられたことから、こういう条例を制定することになったというようなことを聞いておりますが、具体的にはどのようなことが想定されるのかについてお聞きしたいのと。

それと、占用面積1平方メートルにつき1年間で1,200円の占用料を取ることですけれども、この1,200円の考え方、積算根拠というか、それについてお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 今井村議員からおっしゃったとおり、この政令の改正になる背景といいましょうか、やはり太陽光発電設備とか風力発電です、このような設備について、道路区域内に設置したいというような要望が多く寄せられております。それを踏まえて、国土交通省としてもその占用許可物件の対象となるように、今所要の措置を講ずるということでございまして、この想定のお話なんです、あくまで道路施設でございますので、道路の構造または交通に支障を及ぼさない範囲で占用を認めるという大原則がございまして、ですから、ある程度の想定の間所といたしまして、サービスエリアまたはパーキングエリアのこの辺の緑地帯、またはその建物の上屋、それとかあと料金所の上屋、または道の駅などの上屋、こういうのが想定の間所に入っております。

以上でございます。

（井村淳子議員「占用料は」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 街づくり課長。

○街づくり課長（八幡充治） まず、占用料につきましては、占用物件の分類が、電柱とか共架架線とか電話柱とかいろいろありますが、今回の太陽光発電の分類につきましては、その他のものということで定義しております。その単価根拠につきましては、既にそのその他のものというのは、国の政令額が出ておりまして、その金額を基本的には参考にしながら、地域の実情に合って根拠をつけていくわけでございますが、本町につきましては、道路用地それから道路の造成費、そういったものの平均値を算出しまして、道路価格というものを算出してあります。その道路価格に一定の使用料率というものを掛けて金額を割り出しまして、大体ほぼ政令額に近い数字ということで、基本的には1,200円という数字を算定根拠に使わせていただいております。

国の方向性としても、どちらかといいます

と、地価の下落に伴って単価も改正になってきておりますので、そういった国の政令額の状況を見ながら、本町におきましても、3年に1度の見直しを行いながら条例改正を行っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の太陽光と風力発電の設置場所の話がありましたけれども、例えば太陽光発電とか風力発電を道路外に設置して、そこから当然引き込み線というか電線がつながっていくと思うんですけれども、その電線部分等の使用料については、今までと同じように考えたらいいんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） そのとおりでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第20号 太子町合併
処理浄化槽の設置及び管理
等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第21 議案第21号 太子町防災  
会議条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第21号太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第２２ 議案第２２号 太子町新型  
インフルエンザ等対策本部  
条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第22号  
太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の  
制定についてを議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号  
は、会議規則第39条の規定によって、お手元  
に配りました議案付託表のとおり総務常任委  
員会に付託することにしたいと思います。御  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号は総務常任委員会に  
付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第２３ 議案第２３号 兵庫県市町  
村職員退職手当組合を組織  
する地方公共団体の数の増  
減及び兵庫県市町村職員退  
職手当組合規約の変更につ  
いて**

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第23号  
兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地  
方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員  
退職手当組合規約の変更についてを議題とし  
ます。

本案については、2月26日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の  
方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが  
って、議案第23号は原案のとおり可決されま  
した。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第２４ 議案第２４号 西播磨地域  
消防広域化協議会の廃止に  
ついて**

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第24号  
西播磨地域消防広域化協議会の廃止について  
を議題とします。

本案については、2月26日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の  
方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが  
って、議案第24号は原案のとおり可決されま  
した。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延  
会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決

定しました。

次の本会議は3月6日午前10時から開催いたします。

3月6日の本会議は改めて開催通知はいた

しませんので、御了承願います。

本日はこれで延会します。

お疲れさんでした。

(延会 午後1時48分)